

## 令和元年台風第 15 号による災害の被災世帯学生の授業料減免について

駒 澤 大 学

今般の令和元年台風第 15 号による災害により被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

すでに 10 月 7 日付で経済的支援のご案内文書をお送りしておりますが、この度、本災害が激甚災害に指定されました。従来、本学は、激甚災害により被災し、経済上修学が著しく困難になった学生に対して、授業料減免制度を準備しておりますので、ここに令和元年度を適用年度とする授業料減免のご案内をいたします。下記の 1 と 2 の両方に該当する方は、ぜひ授業料減免の申請手続きをしていただきたく存じます。

なお、減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないこともあります。また、授業料減免と経済的支援との重複申請はできませんので、ご注意ください。

### 記

#### 1. 対象となる被災地域

令和元年台風第 15 号による災害にかかる災害救助法適用市町村

【千葉県】 25 市 15 町 1 村

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

#### 2. 対象者

学生の保証人である家計支持者が、上記 1 の被災地域に居住し、次のいずれかの理由により家計収入が途絶えた場合、もしくは家計支持者の収入が著しく減少し家計維持が困難となった場合。

- (1) 家計支持者が死亡した、または行方不明となった場合
- (2) 家計支持者が重傷を負った場合
- (3) 家計支持者が自営業等の場合で店舗の損傷あるいは田畑の荒廃等により稼働不能となった場合
- (4) 家計支持者が国の避難指示等によりやむを得ず居住地を長期間離れなければならなくなった場合

#### 3. 受付場所

学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）

#### 4. 提出書類

- (1) 申請書……学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）にて配付
- (2) 当該自治体等が発行した「罹災証明書」（写し可）
- (3) 家計支持者の収入が途絶えたこと、減少したことを証明できる次のいずれかの書類（写し可）
  - ・家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」または「死体検案書」
  - ・家計支持者が行方不明となったことを証明できる書類
  - ・家計支持者が重傷を負った場合は「診断書」
  - ・その他、収入が途絶えた、あるいは著しく減少したことを証明できる書類

#### 5. 申請期限

令和 2 年 1 月 31 日（金）

◇問い合わせ先

学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）

電話 （03）3418-9873

事務取扱時間 月～金曜日 9：00～17：00